

# (案)

## 公立大学法人京都市立芸術大学 令和3年度 業務実績評価書

令和4年7月  
公立大学法人京都市立芸術大学  
評価委員会

# I 評価方法

## 1 評価の構成

「項目別評価」及び「全体評価」による。

## 2 項目別評価

### (1) 法人による自己評価

法人が、年度計画の記載事項ごとに事業の実施状況を自己点検・評価したうえで、報告書に計画の実施状況等を記載する。

教育・研究に関する事項については、実施状況のみを記載し、それ以外の事項については、以下の4段階により進捗状況の記号を記載する。

#### 【評価基準】

評価区分	評価内容
IV	年度計画を上回って実施している
III	年度計画を十分に実施している
II	年度計画を十分には実施していない
I	年度計画を実施していない

### (2) 評価委員会による評価

年度計画の項目ごとに、法人の自己評価や年度毎の計画設定の妥当性も含めて総合的に検証し、達成状況について上記の4段階で評価を行うとともに、法人による自己評価と評価委員の判断が異なる場合には、その理由等を示す。ただし、教育・研究に関する事項については、法人が記載した計画の実施状況等から進捗状況を確認する。

### (3) 評価委員会による評定

上記(2)の検証を踏まえ、項目ごとに中期計画の達成に向けた業務の進捗状況を示すとともに、特筆すべき点や遅れている点にコメントを付す。

「教育研究に関する事項」を除いた「業務運営の改善及び効率化」、「財務内容の改善」、「自己点検・評価及び情報の提供」、「キャンパス移転に向けた取組の推進」及び「その他の業務運営」の各項目について、以下の5段階により進捗状況を評定する。

### 【評価基準】

ランク	評定	判断基準(目安)
S	中期計画の達成に向けて特筆すべき進捗状況にある	評価委員会が特に認める場合
A	中期計画の達成に向けて順調に進んでいる	すべてⅣ又はⅢ
B	中期計画の達成に向けておむね順調に進んでいる	Ⅳ又はⅢの割合が9割以上
C	中期計画の達成のためにはやや遅れている	Ⅳ又はⅢの割合が9割未満
D	中期計画の達成のためには重大な改善事項がある	評価委員会が特に認める場合

※上記の判断基準は目安であり、法人の諸事情を勘案し、総合的に判断する。

### 3 全体評価

項目別評価結果及び報告書の「全体的な状況」欄の総括的な記述等を踏まえ、各法人の特性に配慮しつつ、中期計画の進捗状況を記述式により評価する。

## II 評価結果

### □ 項目別評価

#### 1 大学の教育研究等の質の向上に関する目標

評価	—
----	---

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

#### 2 業務運営の改善及び効率化に関する目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

### 3 財務内容の改善に関する目標

<b>評価</b>	
-----------	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

### 4 自己点検・評価及び情報の提供に関する目標

<b>評価</b>	
-----------	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

## 5 キャンパス移転に向けた取組の推進に関する目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

## 6 その他業務運営に関する重要目標

評価	
----	--

ア 業務の進捗状況に関するコメント

イ 特筆すべき点

ウ 遅れている点

□ 全体評価